

## 教育福祉常任委員会記録

令和7年 第4回定例会																	
1 日 時	令和7年 9月18日(木) 午前10時00分 開会 午前11時24分 閉会																
2 場 所	第1委員会室																
3 出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">藤田 義昭</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>宇賀神 敏</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>橋本 勝浩</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>舩生 雅秀</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>梶原 隆</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>佐藤 誠</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>舘野 裕昭</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>谷中 恵子</td> <td>委員</td> </tr> </table>	藤田 義昭	委員長	宇賀神 敏	副委員長	橋本 勝浩	委員	舩生 雅秀	委員	梶原 隆	委員	佐藤 誠	委員	舘野 裕昭	委員	谷中 恵子	委員
藤田 義昭	委員長																
宇賀神 敏	副委員長																
橋本 勝浩	委員																
舩生 雅秀	委員																
梶原 隆	委員																
佐藤 誠	委員																
舘野 裕昭	委員																
谷中 恵子	委員																
4 欠席委員	なし																
5 委員外出席者	石川 さやか 副議長																
6 説明員	別紙のとおり																
7 事務局職員	橋本 議事課議事調査係長 永山 書記																
8 会議の概要	別紙のとおり																
9 傍聴者	なし																

## 教育福祉常任委員会 説明員

職 名	氏 名	人 数	
<b>副市長</b>	福田 義一	1名	
<b>教育長</b>	中村 仁	1名	
<b>保健福祉部</b>	保健福祉部長	青木 康子	9名
	厚生課長	高根澤秀明	
	福祉まるごと相談室長	松島 誠	
	障がい福祉課長	松島 貴行	
	高齢福祉課長	長谷川ルミ	
	介護保険課長	根本 幸子	
	保険年金課長	山形 弘行	
	健康課長	柏熊 隆夫	
	厚生課地域福祉係長	丑越 佑介	
<b>こども未来部</b>	こども未来部長	杉山 芳子	5名
	子育て支援課長	古橋 芳一	
	保育課長	渡辺 稔近	
	こども・家庭サポートセンター所長	飯塚 利幸	
	子育て支援課こども支援係長	鈴木 祥公	
<b>教育委員会事務局</b>	教育次長	佐藤 靖	12名
	教育総務課長	大出 知恵	
	学校再編推進室長	田仲 史枝	
	学校教育課長	羽山 好明	
	教育指導担当	吉江 紫	
	生涯学習課長	中村 陽子	
	文化課長	永岡 弘章	
	スポーツ振興課長	神山 悦雄	
	学校給食共同調理場長	平田 昌代	
	図書館長	市川佳代子	
	川上澄生美術館事務長	戸崎 守	
	教育総務課総務政策係長	倉持 浩久	
合 計		28名	

## 教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第54号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号） について
- 2 議案第55号 令和7年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について
- 3 議案第57号 令和7年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号） について
- 4 議案第58号 令和7年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） について

## 令和7年第4回定例会 教育福祉常任委員会概要

○藤田委員長 開会前に申し上げます。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

また、再質問に対する答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当課長が挙手の上、説明をお願いします。

なお、委員会の様子を記事に掲載する関係で、事務局職員が写真撮影を行いますので、ご了承ください。

なお、舩生委員につきましては、遅れてまいるといいますので、後ほど来る予定になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第54号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 厚生課長の高根澤です。

よろしくをお願いいたします。

議案第54号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）中、保健福祉部が所管する歳入、歳出について、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

1番目の段、15款 国庫支出金 1項2目 衛生費国庫負担金 予防接種費国庫負担金、143万7,000円の増につきましては、予防接種健康被害給付金に関するもので、継続治療中3名分の医療費及び医療手当を、実績見込みに基づき計上するものであります。

2番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 1節の説明欄1行目、後期高齢者医療事務費国庫補助金、352万円の増につきましては、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業に係る補助金であります。

次に、同じ段、3節、生活保護運営対策事務費国庫補助金、81万4,000円の増につきましては、生活扶助費基準改定や要保護者調査に関する調査項目の変更等に伴う生活保護システムの改修にかかわる補助金で、補助率は2分の1であります。

5ページをお開きください。

4番目の段、19款 繰入金 3項1目 介護保険特別会計繰入金、604万9,000円の増につきましては、行政処分に伴う返還金のうち、市の負担分12.5%を介護保険特別会

計から一般会計に繰り入れるものであります。

次に、一番下の段、21款 諸収入 4項3目 雑入の説明欄4行目、低所得者保険料軽減国県精算金、121万4,000円の増につきましては、介護保険料軽減負担金に关しまして、過年度の事業実績に基づく国・県の清算に伴い、計上するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11 ページをお開きください。

下から2番目の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄、2つ目の○、国民健康保険特別会計繰出金、2,437万5,000円の減につきましては、国民健康保険特別会計の前年度決算額の確定に伴いまして、一般会計からの繰出金を計上するものであります。

次に、同じ説明欄の3つ目の○、介護保険特別会計繰出金、6,494万4,000円の減につきましては、介護給付費及び地域支援事業における過年度の事業実績に基づく清算に伴い、計上するものであります。

同じく4つ目の○、後期高齢者医療保険特別会計繰出金、352万円の増につきましては、歳入でご説明いたしました後期高齢者医療制度分のシステム改修事業に係る国庫補助金について、後期高齢者医療特別会計に繰り出すため、計上するものであります。

13 ページをお開きください。

2番目の段、3款 民生費 3項1目 施行事務費の説明欄の○、生活保護運営対策事務費、6,169万6,000円の増につきましては、歳入でご説明いたしました生活保護システム改修の委託料162万8,000円と、令和6年度生活保護扶助費及び生活困窮者自立支援事業等の実績に基づく、国庫負担金の償還金、6,006万8,000円を計上するものであります。

一番下の段、4款 衛生費 1項1目 保健指導費の説明欄の○、保健衛生事務費、5,000万円の増につきましては、議員全員協議会でご説明いたしました、上都賀総合病院に対する支援で、持続可能な地域医療体制を実現するための公的病院支援補助金を計上するものであります。

同じ段の2目 予防費の説明欄1つ目の○、予防接種費、9,025万9,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン定期接種に要する委託料、及び令和5年度新型コロナウイルス対策事業の実績に基づく国庫補助金の償還金、並びに健康被害給付金を計上するものであります。

次に、同じ説明欄2つ目の○、生活習慣病予防対策事業費、259万8,000円の増につきましては、令和6年度健康増進事業の実績によりまして、県補助金の償還金を計上するものであります。

同じ段の4目 診療所費の説明欄の○、休日・夜間急患診療所費、104万8,000円の増につきましては、休日・夜間急患診療所における混雑時の診療体制、受付体制を強化するため、ビジネスホン4台の導入費用を計上するものであります。

以上で、議案第 54 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしく願いいたします。

議案第 54 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、こども未来部が所管する主な歳入、今回歳入はありませんので、歳出についてご説明いたします。

令和 7 年度補正予算に関する説明書、11 ページをお開きください。

下から 2 番目の段、3 款 民生費 1 項 2 目 障害福祉費の説明欄、2 つ目の○、こども発達支援センター運営費、177 万 5,000 円の増につきましては、あおば園のトイレ改修費用であり、大人用洋式を 1 基から 2 基に追加し、子供用の和式 1 基を洋式に変更するための工事請負費を計上するものであります。

一番下の段、3 款 民生費 2 項 1 目 児童福祉総務費の説明欄の○、児童福祉総務事務費、2,985 万 8,000 円の増につきましては、民間保育園などへ子供のための教育・保育給付交付金等の確定による、国及び県への償還金を計上するものであります。

13 ページをお開きください。

一番上の段、3 款 民生費 2 項 2 目 保育所費の説明欄の○、保育所運営費、65 万 6,000 円の増につきましては、西保育園の故障した冷凍冷蔵庫の更新するための備品購入費を計上するものであります。

15 ページをお開きください。

一番上の段、4 款 衛生費 1 項 6 目 子育て支援保健対策費の説明欄の○、養育医療対策事業費、69 万 6,000 円の増につきましては、令和 6 年度の未熟児養育医療費の助成件数が、見込みの 66 件に対して実績が 50 件であったため、令和 6 年度未熟児養育医療費等国庫負担金等の確定による、国及び県への償還金を計上するものであります。

以上で、議案第 54 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、こども未来部が所管する歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○大出教育総務課長 教育総務課長の大出です。

よろしく願いいたします。

議案第 54 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）のうち教育委員会が所管する、歳入は今回ありませんので、主な歳出についてご説明いたします。

令和 7 年度補正予算に関する説明書の 23 ページをお開きください。

2 番目の表、10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の右側、24 ページの説明欄、1 番目の○、小学校管理費、764 万 1,000 円の増につきましては、中央小学校、東小学校、西小学校、石川小学校、栗野小学校の各学校の配膳室に設置してあります牛乳保冷庫が老朽化しているため、入れ替える経費を計上するものであります。

次に、2番目の○、校舎等維持補修費、402万6,000円の増につきましては、さつきが丘小学校司書室の雨漏り修繕に要する経費を計上するものであります。

続きまして、下の表 10款3項1目 学校管理費の説明欄の○、中学校管理費、475万2,000円の増につきましては、北中学校、北押原中学校、南押原中学校、栗野中学校の各学校の配膳室に設置してあります牛乳保冷庫が老朽化しているため、入れ替える経費を計上するものであります。

続きまして、一番下の表、10款 教育費 5項 2目 体育施設費の右側の説明欄、1番目の○、体育施設管理運営費、394万8,000円の増につきましては、今夏の記録的な猛暑により、総合体育館来館者の熱中症対策と、空調機器の長寿命化を目的に、空調機器の一つであるチラーユニットを併用せざるを得なかったことから、この電気料増額により今年度不足する電気料分を計上するものであります。

その下の○、体育施設維持補修費、3,358万5,000円の増につきましては、総合体育館直流電源装置整流器、栗野勤労者体育センター非常用電源装置修繕等、老朽化により不具合が生じている施設の修繕の経費を計上するものであります。

その下の○、体育施設整備事業費、820万4,000円の増につきましては、今年度予定している鹿沼運動公園再整備基本計画策定業務に、野球場と球技広場を加えるため増加する経費及び、鹿沼運動公園陸上競技場の全天候化対応に伴い、雨天時にも使用可能な電子ピストルを新たに購入する経費を計上するものであります。

続きまして、23ページ、一番下の段、3目 学校給食費の右側の説明欄、24ページ、一番下の○、学校給食事業費、100万円の増につきましては、地区調理場の劣化した食器の入れ替えを行うための経費を計上するものであります。

以上で、議案第54号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）のうち教育委員会所管の主な歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 24ページの小中学校の牛乳の保冷庫ですか、全部で小学校・中学校あわせると1,000万円超えるわけですけども、老朽化という、わかるのですけれども、そんなに全部取りかえるものなのだろうかという、その、何、それ、そもそも保冷庫というのがどういうものかという、ちょっとイメージがしにくいので、冷蔵庫的なものなのか、それとも電源が入らないでただ温度を保つための何かスチール製のケースなのかという、ちょっとそういう、どういうものかというのと、あと、その老朽化というのは、どのぐらいの年数がたったので、老朽化ということなのか。

耐用年数がきたので、一度に全部変えているのか。

もう本当にあきらかに全部もう傷んでしまって、その本来の用をなさないというような状態になっているのか、もう少し詳細の説明を求めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○藤田委員長 はい、執行部の説明をお願いします。

はい、お願いします。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

ただいまの佐藤委員の質疑にお答えいたします。

まず、この牛乳保冷庫と申しますものは、いわゆるその家庭用の冷蔵庫をちょっとイメージして、それをちょっと大きくしたようなもので、あくまでも保冷部分ですね。

牛乳自体が、いわゆる 10 度以下というふうなことで決められておまして、はい、それで、きちんと保冷できるようなものというふうなことで、冷蔵庫をちょっと大きくしたようなものというふうなことで、ちょっとお考えいただければというふうに思います。

それで、老朽化ということなのですけれども、まず今回小学校 5 校、中学校 4 校ですけれども、まず今回冷蔵庫につきましては、20 年以上経過しているものでございます。

それで、一番長くて、実は 30 年以上というふうなこともございます。

それで、こちらの牛乳保冷庫につきましては、毎年機器定期点検というものを行っておりまして、その評価が 5 段階評価で行われます。

A から E までの評価なのですけれども、それで、今回、この入れ替えをする保冷庫につきましては、全て一番悪い E 評価、早急な対応が必要というようなものでございましたので、今回補正で入れさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 では、その E 判定というのが、どういう定義なのでしょうか。

何か外気が入ってしまっていて、温度が 10 度に保てていないとか、そういう、どういうその文言的な条件というのが設定されているのでしょうか。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○羽山学校教育課長 学校教育課の羽山です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

はい、A から E までの関係で、E 判定というのが一番悪くて、実際、この点検といたしますのが、フロンガスの関係で、その法律で決まっている点検なのですけれども、そのフロンガスが非常に漏れる可能性がある。

古くなっているからということもあるのですけれども、あとは当然ききが悪くなる、はい。

あとは腐食ですね、腐食などがちょっと見られたり、はい、ですとか、あとは、やはり、実は、これ長く使ってまいりますと、部品の供給というのが非常に困難になってしまうというようなものになります。

そういったもので E 判定というふうなことになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

もう1回。

あ、はい、佐藤委員。

○佐藤委員 おおむね理解してきましたので、別にどうこうというのではないのですけれども、30年というのはすごい使ったなと思って、あとフロンガスが漏れる云々とおっしゃっていましたが、もうそういうフロンガスを使っているものですか、まだ使っていたということなののでしょうか。

それだったら、もう逆に早く変えなくてはだめなのではないのですかと思います。

ほかにあるのですかという、逆に言ったら、この9校以外には、実はもう、何だ、Eの前、D判定ぐらいのものがあって、予算で実は泣く泣くこのE判定の9校だけにとどめたのか、もう少しその背景を聞きたい。

あと、そのフロンガスの関係と、2つお願いします。

○藤田委員長 では、説明をお願いします。

はい、お願いします。

○羽山学校教育課長 学校教育課長の羽山です。

フロンガス、漏れる可能性があるというふうなお話はさせていただいたのですけれども、今現在、漏れているものではございませんで、それで、当然長くなってきますと、その可能性があるというふうなことで、そういった判定もあったかと思うのですけれども、それで、実は、昨年度もE判定のものがございまして、それで、それにつきましては、昨年度、やはり新しく入れさせていただいたものでございます。

それで、過去5年においても、結構新しく入れ替えさせていただいておりまして、小学校で10校、中学校で7校の、これ以降、新しくさせていただいております。

それで、今後学校再編などもありますので、その辺もちょっと考慮しながら入れさせていただいておりまして、それで、今回の小学校5校、中学校4校入れますと、ほぼそのE判定のものはもうないというふうなことで考えているというか、そういうふうになります。

はい、以上で説明を終わります。

○佐藤委員 終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、ほかにご質疑はありませんか。

はい、では、船生委員。

○船生委員 はい、船生でございます。

大した金額ではないのですけれども、11ページ、民生費、3款民生費の1目、右の欄の需用費、軍恩・戦没・戦傷病者援護費という、12万円なのですけれども、今この対象になられる方は、戦後80年、何人ぐらいいらっしゃるものなのではないでしょうか。

参考までにお聞かせ願いたいと思います。

(「これ総務？」という者あり)

○藤田委員長 これ民生費でいいのでしたっけ。

(「民生費」という者あり)

○藤田委員長 あ、では、すみません。

申し訳ありませんでした。

では、説明、お願いできますか。

はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 はい、厚生課長の高根澤です。

何人ぐらいいるかということによろしいですかね。

○船生委員 対象者、対象者。

○高根澤厚生課長 対象者、今、ちょうど受付、弔慰金の受付をしているのですけれども、

そこできているところが、500人中200人ぐらいという状況になっております、はい。

○船生委員 はい、それで結構です。

○高根澤厚生課長 はい。

○藤田委員長 よろしいですか。

○船生委員 はい。

○藤田委員長 はい。

では、ほかに質疑、はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

13 ページの4款1項1目のところの議員全員協議会でも説明いただいた5,000万円なのですけれども、これ3年、5,000万円を3年ということで、ちょっと確認、4点ほど確認で、債務負担行為というか、過年度にわたる補助、補填、補填というか、補助ということなので、ただ枠をとっていないので、単年度ごとに議会を通すのかどうかというのが1点と。

あと、5,000万円の算定根拠というのも、ちょっと気になる場所ではありますので、あと4年目以降の見通しは持っているのかどうか。

鹿沼市として、3年、単年度ずつ議会を通すにしても、4年度以降という見込みをどのようにお持ちになっているかということと、あと最後4点目は、他の病院への影響があるかどうか。

今回を機にほかでも経営的に苦しい鹿沼市の中の病院に対して、このことが、何か枠が終わってしまうとか、もしくは誘発といいますか、新たなこのような補助金需要というのを出さないかどうか、その4点だけ確認させていただければと思います、はい。

○藤田委員長 毎年議会のほうに通さなくてはいけないのかということと、あと、この5,000万円の内訳。

○橋本委員 はい。

○藤田委員長 あと4年目以降の考え方。

○橋本委員 見通しを。

○藤田委員長 見通し。

それとあと、ほかの病院への影響。

○橋本委員 はい、ですね。

○藤田委員長 では、すみませんが、それでは、柏熊健康課長、よろしく申し上げます。

○柏熊健康課長 健康課長、柏熊です。

よろしく願いいたします。

橋本委員の質疑にお答えいたします。

まず1点目の債務負担行為ではないのかというところでございますが、今回の補助金につきましては、要綱に基づく補助金で考えております。

毎年病院のほうから申請をいただきまして、その病院の状況を審査しまして、毎年交付決定していきたいというふうに考えておりますので、毎年の予算審議を経て、給付していきたいと考えております。

それで、2点目の5,000万円の根拠ですが、まず、上都賀総合病院から、以前から要望とか、相談を受けていまして、書類のほう、財務諸表でありますとか、決算書を提出していただいております。

それで、経営状況とかお聞きして、相談した結果、病院のほうと話し合いのもとに、5,000万円という金額を決めたところでございます。

それで、3点目が、4年目以降の見通しということでございますが、まず3年間病院の経営改善期間ということで、今回設定したところでございますが、ただ、そうはいましても、病院の責任によらない損失というのがあると思うのですね。

例えば、現在続いている物価高騰、また、人件費の上昇が3年後も続いている可能性もある。

あと来年度も診療報酬が改定されますが、その改定の度合いがそれを下回る度合いですと、病院の責任によらない損失が生まれる可能性がありますので、今の状況では何とも言えないのですが、そのときの状況をよくお聞きして、考えていきたいと思っております。

それで、最後がほかの病院の影響ということでご質問だと思うのですが、こちらの運営補助、上都賀総合病院の補助を考える際に、医師会の方ともご相談をして、医師会のほうも上都賀総合病院については、仲間であるので、バックアップしていきたいというところで同意をいただいております。

それで、もちろんほかの病院からもご相談があった場合は、状況をしっかりと聞いて、対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

そうしますと、令和8年度当初になるのかわからないのですけれども、5,000万円ありきではなくて、また、一応、全協では5,000万円掛ける3年ということで、お伺いしたと思うのですけれども、来年度はまた話し合いのことによって、5,000万円を増えるときもあるし、減ることもあるという認識でよろしいでしょうか。

○藤田委員長 はい、説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○柏熊健康課長 ただいまの質疑にお答えいたします。

基本は5,000万円ということになっておりますが、お話をお聞きして、病院の状況、また市の財政状況に応じて決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○藤田委員長 はい。

はい、ほかにご質疑はありますか。

梶原委員。

○梶原委員 はい、梶原です。

同じく13ページ、3款3項1目施行事務費の中の、14ページ、生活保護運営対策事務費の償還金なのですけれども、これ昨年度も同じように6,000万円の償還金となっていて、それで、ちょっとこの、今お聞きしたら、令和6年度の扶助費の国庫負担金分だという話なのですけれども、ちょっと、私の見方が悪いのか、当初予算を見ても、これ6,000万円も国庫負担を受けていないのに、何で6,000万円、また、まあ過年度ということだったので、令和6年度のを見ると、その6,000万円借り、何か、負担、補助金を受けているわけでもなさそうなのに、6,000万円、ここで償還するというのが、というふうに見えたのですけれども、もうちょっと説明してもらっていいですかね。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

○高根澤厚生課長 はい、梶原委員の質疑にお答えいたします。

○藤田委員長 お願いします。

○高根澤厚生課長 厚生課長の高根澤です。

よろしく申し上げます。

ごめんなさい、当初にそれほどもらっていないよということですかね。

はい、こちらにつきましては、すみません、資料をそろえさせていただいて、回答ということでよろしいでしょうか。

すみません、時間をください。

○藤田委員長 はい、では、後ほどお願いいたします。

はい、では、ほかにも質問のある、はい、佐藤委員。

○佐藤委員 では、資料を待っている間に、16ページの未熟児養育医療費制度というのですか、想定より少なかったということなのですけれども、ちょっと勉強がてら、そもそもどういう制度かということをお教えいただきたいということ、想定より少なかったと

いうことは、そういう方が少なかったということはもちろんいいことなのだと思うのですよ、対象ね。

ただ、全体の生まれた子供がもっとたくさんいれば、一定の割合、そういう方が出るから、そういう予算を想定した中で、実は少なかったというのは、全体の子供も減ってきているのではないかという見方もできてしまうのですが、その辺、どう、そのところどう思いますか、お願いします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、古橋子育て支援課長。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。

よろしくお願いいたします。

ただいまの佐藤委員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、この養育医療の制度でございますけれども、母子保健法に基づきまして、入院養育が必要な未熟児に対して、指定医療機関に委託をして、医療、その分の医療費を給付するという制度になっておりまして、具体的に申しますと、出生時の体重が2,000グラム以下、あるいは生活力が薄弱な未熟児に対して、その医療費を給付するという制度でございます。

それで、その対象でありますけれども、医師がその入院養育を必要と認めた鹿沼市に在住する1歳未満の未熟児ということになっております。

はい、それで、そうですね。

それで、国の財政負担に関しましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というような財政の割合となっております。

それで、その想定より少なかったということでもありますけれども、この予算に関しましては、過去3年間、やはりちょっとこの想定をするのが難しいものですから、過去3年間のその平均の伸び率で予算を立てておりまして、それで、それに基づき補助金のほうを申請をしております。

したがって、ちょっと多めに申請をされていて、その実績に基づいて精算という形で、今回は66件見込んでいたのが、実績として50件だったということで、医療費が少なくなったという形でございます。

それで、やはり佐藤委員おっしゃるとおり、出生率といいますか、出生人数自体も少なくなっているというところもあるかとは思いますが、あとは、実際その生まれたときの、やはり入院が必要かどうかというところなので、それについては、ちょっとその年代によって、ケースバイケースで増えたり、減ったりというのは発生してくるのかなと考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、ほかに質疑のある方、はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、梶原です。

23 ページ、24 ページになります。

10 款 5 項 2 目 体育施設費の中の 24 ページに、2 つ目の○ですね、体育施設維持補修費の中の委託料の、この屋外清掃で 258 万 5,000 円というのを、ちょっと使い道というか、内訳をお願いします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、スポーツ振興課長の神山です。

よろしくお願いいたします。

この委託料の内訳ですけれども、樹木の剪定と伐採でございます。

総合体育館で剪定を 8 本、伐採を 1 本、それから、鹿沼運動公園で、伐採を 5 本で、合計額が 258 万 5,000 円となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか。

○高根澤厚生課長 はい。

○藤田委員長 はい。

はい、では、先ほどのですね、高根澤厚生課長、お願いします。

○高根澤厚生課長 はい、先ほどの質疑にお答えします。

国庫負担金の受け入れ額の合計なのですけれども、8 億 6,468 万 1,273 円を受け入れていまして、そのうち、今回、6,000 万円からを償還でお返しするということになっております。

以上で説明を終わりにします。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 これ令和 6 年度の当初予算だと、同じぐらいの 5,000 万円ぐらいの予算が組まれていて、それで、途中で補正予算で、また償還金で 6,000 万円 1 億円ぐらいになっているのですけれども、その 8 億円というのは、この生活保護運営対策事務費として組まれているものなのですか。

○藤田委員長 はい、説明をお願いいたします。

○高根澤厚生課長 はい、ただいまの質疑にお答えします。

今見ていただいています、まず事務費につきましては、まず、そこに扶助費というものは入っておりません。

それで、今回でいいますと、すみません、今回の補正のほうにはちょっとないのですけれども、ちょっとまた調べて、すみません、回答させてください、ごめんなさい。

○藤田委員長 はい、では、お願いします。

はい、では、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 上都賀総合病院への5,000万円のやつ、ちょっとだけ時間があるようなので、掘り下げたいのですけれども、今診療科を、上都賀病院のを見ていたら、いろんな科があるわけですよ。

それで、もう超素人考えなのですけれども、何かその眼科とか、耳鼻科だと、「場合によっちゃなくてもいいんじゃない？」みたいに思ってしまうわけですよ。

だから、その5,000万円を、話し合いの中で、金額が決まっていったということで、前、全協の中でも、「今後もいろいろね、話し合いをしていくんだ」という話しだっただけではないですか。

だから、そういうやりとりの中で、そういう意見なんかも、もう少し総合病院にこだわらないで、本当に鹿沼市民が急性的に必要なものだけやっていこうとか、いろいろ、どんな話し合いというのも、要は実際の、もう少しどんなやりとりがあったのかというのは、少し知りたいのですね、5,000万円を承認する立場としては。

その辺のちょっと情報提供をお願いしたいと思います。

○藤田委員長 どんなやりとりがあったかということですね。

○佐藤委員 そうです、はい。

○藤田委員長 はい、では、説明をお願いいたします。

大丈夫ですか。

はい、では、柏熊健康課長、お願いします。

○柏熊健康課長 では、健康課長、柏熊です。

よろしくお願いします。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

どのような話があったかというところでございますが、議会のほうにも陳情書が上げられたと思います。

それで、内容的には経営が苦しいということで、そういった内容の話でございまして、先ほど佐藤委員がおっしゃった、「診療科がこういうのがあって、こういう部分は縮小したい」、そういう話まではなかったのですけれども、ですから、物価高騰とか、そういうところで経営が厳しいという話をしてくださいます、それで、「特別交付税という制度があるから、それで支援してもらいたいんだ」という話をいただいております。

以上でございます。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 これ話し合いで5,000万円が決まったと言いますけれども、それは向こうにしたら、もっとほしかったということになるのだと思うのですけれども、ただ、それは差し支えない範囲でね、どのぐらいのオーダーがあったのかとかね、桁が違うのかとか、でも、市としてはいろいろ考えると、というようなね。

金額に関しては、しゃべれる範囲で結構なのですけれども、もう少し、どういう過程でこの5,000万円という数字が出てきたかということを知りたいなと思います。

○藤田委員長 はい、説明をお願いいたします。

○柏熊健康課長 健康課長、柏熊です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

話し合いの中では、当然満額の1億5,000万円とか、そういった数字が、特別交付税の、あったのですが、ただ実際計算をしますと、いろいろ補正係数があるものですから、そこまでいかない、7,000万円とか、8,000万円ぐらいになるのですかね。

そういったところがあるのですけれども、向こうの要望としてはそういった金額が上がってきていたのが事実としてあります。

それで、陳情書のほうにも書いてあったかと思うのですけれども、ただ、こちらとしましては、「ただ満額でこれだから」というふうに受けられるものではございませんので、ただ、病院側の経営状況をよく聞いて、それで、何が不足しているのか。

病院の経営の責任によらない部分で、どういう損失があるのかということを考えました。

それで、そうしますと、やっぱり物価の高騰とかになるかと思うのですが、それで見ていきますと、ちょうど光熱費とか、そういったものが5,000万円ぐらい、以前と比べて増えているという状況もありましたので、まずは目安としてはその金額を考えたところでございます。

それとあと、補助事業の対象としまして、2次救急の確保、強化というのがあったと思うのですが、ほかの病院で受けられなかった分を上都賀病院で受けていただくような話をして、2次救急の補完的な役割をしてもらいたいという話もさせてもらっています。

それで、単純計算ではあるのですが、2次救急の3病院の総事業費を年間の搬送件数で割った金額で、受け入れできなかった金額を、受け入れた場合を計算すると、ちょうど5,000万円ぐらいになるのですね。

そういったところで、はじき出しまして、話し合いの末、それでご了解いただいたというか、そういう状況でございます。

以上でございます。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、では佐藤委員。

○佐藤委員 これ全協でも確認したと思うのですけれども、では、その5,000万円支援した後の、では、その搬入とかがね、受け入れが増えた云々の、ちゃんと目に見える形での、「支援してよかったな、助かったね」みたいなね、そういうところは、この後どうなっていくのですか。

議会への報告も含めて、はい。

○藤田委員長 はい、では、説明をお願いいたします。

○柏熊健康課長 健康課長、柏熊です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

それで、実績につきましては、消防のほうから数値が上がってきまして、受け入れできなかった件数も毎年わかるようになっております。

それで、受け入れ不可件数が減っていれば、全部受け入れるというのは難しいと思うのですが、パーセンテージが少なくなっていれば、効果はあったのかなというふうに判断できることだと思っております。

以上でございます。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、では、ほかに質疑がある方、いらっしゃいますか。

では、すみません、高根澤厚生課長、はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 すみません、はい、質疑にお答えいたします。

こちらですね、まず当初予算ですけれども、15款1項1目の中にあります生活扶助費国庫負担金の中にそこが計上されているということになっています。

それで、当初予算でいいますと、7億8,461万3,000円ということになりまして、それで、足りない分を補正でつけているという状況になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 今歳入の話をされたと思うのですけれども、わからないのは、この生活保護運営対策事務費の予算が、今全部で5,000万円ぐらいですよ。

それで、令和6年、最終的に9月にまた補正予算がきて、それも償還金で6,000万円がきて、1億円なので、この償還金も、もともと何の償還金かわからないのですけれども、5,000万円ぐらいしかないのに、6,000万円を償還するというのがわからないのですよ。

だから、どこかから、違うところの償還金をここの生活保護運営対策事務費の償還金として持ってきているのではないかなと思っているのです。

なので、そこの大もとの、本当はどこか別のところで償還しなくてはいけないのではないかなと思っているのですよ。

何で、この事務費が5,000万円なのに、6,000万円も償還金がかかるのかというのもよくわからないので、教えてくださいということです。

○藤田委員長 説明、お願いします。

○高根澤厚生課長 はい、質疑についてお答えいたします。

先ほど言いましたように、扶助費につきましては、歳入のほう、国庫負担金のほうで、まず受け入れをします、「これだけもらいました」ということで。

それで、そこで実際に「どこまで使いましたか」というのを報告します。

それで、もらいすぎてしまっていた、補正も含めまして、もらいすぎてしまったものは、先ほど言った6,000万円になるのですけれども、そこを歳入から返すというわけではなく、先ほど言った事務費のところに6,000万円を計上して返すという流れになります。

す。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、では、その歳入で受け入れたものは、その予算の中に、歳出では、どこにも計上していなくて、浮いているお金というのがあるということですか。

○藤田委員長 はい、説明、よろしいですか。

はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 歳出につきましては、民生費、生活保護費の中の扶助費というところから支出を行っております。

○梶原委員 2款ですか。

○高根澤厚生課長 3款です、3款3項2目になります。

○梶原委員 あ、2目ですね。

○高根澤厚生課長 はい。

それで、そこから、もらった歳入をその扶助費。

○梶原委員 扶助費。

○高根澤厚生課長 はい、保護の扶助費のほうから払っていて、それで、先ほど差し引きしたものの、はい、を返しているということになります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、なので、2目の扶助費から償還金を上げるべきではないですかという話です。

○藤田委員長 すみません、ちょっと、ちょっとごめんなさい。

ここに去年の決算書、たまたまあったので、あれなのですけれども、例年おそらく、この生活保護運営対策事務費のほうに計上していたのです、もともと扶助費が。

去年だと、16億6,700万円。

だから、もともと多分ここに。

○梶原委員 2目の扶助費の話。

○藤田委員長 ではなくて、この1目のほうの中のこの今回の事務費の中に例年予算立てしてあるのです。

(「システムのようになってる」と言う者あり)

○藤田委員長 そう、この運営対策事務費の中でやるということになっている、わからないけれども、これは国の、何だかわからないのですけれども、やっぱりこれを見る限りでは例年ここに計上されている。

それで、扶助費というのは別に、2目にあるのだけれども、こちらではなくて、例年1目のほうの。

○梶原委員 これ予算で5,000万円という事務費なの、当初予算。

だけれども、6,000万円を償還するとなると、事務費で5,000万円という予算でやっているのに、それ以上のものを返さなくてはいけなくなってきてしまうというのが、どう

いうことなのかわからない。

○藤田委員長 　　というか、事務費ですからね。

○梶原委員 　それが、2目の別の目の扶助費から、お金を持ってくるというのは。

○藤田委員長 　　ちょっとすみませんね。

　　ちょっと一旦中断します。

　　(午前10時46分)

○藤田委員長 　　では、すみません、ちょっと再開いたします。

　　(午前10時47分)

○藤田委員長 　　梶原委員がおっしゃっているのは、そもそもこの、というか、逆に説明いただきたいのが、何でこの目を超えて、そこで支出することになっているのかというところがわかればいいということですね、理由が。

○梶原委員 　　話した流れで、そのような、2目のお金ならば、2目で払う。

　　なぜ1目。

○藤田委員長 　　通常そう考えるのだけれども、あえて1目のほうで処理している何か理由が、このおそらく、この対策事務費というものの中でやらなければいけない何かがあるのかもしれないし、その辺の理由を聞きたいということによろしいですかね。

　　はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 　　答えになるかわからないのですけれども、一応扶助費のほうにつきましては、医療扶助であるとか、住宅扶助であるとかということで、使われるものが決められていて、そこから歳出、出していますということです。

　　それで、先ほど言ったのは、歳入のほうで負担金を受けて、それを返すというところになりましては、やはりその扶助費の中から返すのではなくて、事務費のほうに償還金というものをつくって返しているということをやっています、はい。

　　それで、そのこの扶助費の中に、なぜその償還金を入れないのかと言いますと、やはりその、使ったものというものが、どこ、何だという、どういう性質のものだということかとは思いますが、そのこの償還金の部分は扶助費から払って、足りなかったから払う、戻すというわけではなくて、別口の事務費のほうに持たせているということになっています。

　　(「システムの問題になる部分」と言う者あり)

○藤田委員長 　　よろしいですか。

　　(「扶助費からは返せない」と言う者あり)

○藤田委員長 　　扶助費から返さない、事務費で返すという。

　　(「返すお金は扶助ではないものな」と言う者あり)

○梶原委員 　　まだ、あります。

○藤田委員長 　　はい、梶原委員、はい、どうぞ。

○梶原委員 　　いや、まあ何となくの理由はわかりましたけれども、では、このね、予算書

というか、というのが、整合性があわないということではないのですけれども、これ、もう今説明を聞かれてはわからないということですよ。

償還金という、これ、今回もいっぱいあるのですけれども、同じように何かその目を超えて償還をするようなことというのが存在するということですか。

○藤田委員長 おそらく財務上の決まりなのだと思う。

○梶原委員 我々がチェックするときに、これだけだともうチェックできないということになるのですよ。

○藤田委員長 はい、では説明を、あ、梶原委員、はい、いいですか、はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 そうしましたら、今回補正予算なので、まず全てが載っていないので、どれとどれが対応するかというのがちょっとわかりにくいかと思います。

それで、当初予算書のほうを見れば、どことどこが対応していますよということが言えるかと思いますので、改めて当初予算書のほうを確認していただければと思います。

はい、以上になります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、存在するということがわかりましたので、ただ、そうすると、例えば、本当にね、これだけを資料としてもらって、我々にチェックしろと言ったときに、できないですよ。

「どうしたらいいですかね」と言ったら、ちょっと答えられないと思うのですけれども、ちょっとその辺を何かそういう特殊なその目を超える場合というのは、どこの償還金なのだというのは、何か示していただいたほうがいいのかと思いました。

以上です。

○藤田委員長 何か償還金というものの性質がこういうものなのだというふうに、何か考えるのかなとは思っているのですけれども、おそらく、これは財政上の何か、ルール上の話かとは思っています。

あ、よろしいですか。

では、副市長のほうから、ええ、答えていただきます。

○福田副市長 はい、今やりとりをしている件ですけれども、ここで今後どうしますということを明確にはお答えできませんけれども、今梶原委員がおっしゃったように、この資料だけで、今やりとりしていることを理解するというのは、確かに難しいと思います。

それで、今、最後に説明があったように、当初予算のときに、この大きく生活保護事業というのは、こういう項目で分かれていて、歳入があって、そして、こういう項目に分かれて歳出がある。

それで、それ全体を見れば、大きな事業の中の償還金という部分があるということまでわかっただけなのではないかというのが最後の説明かだと思います。

それで、これについては、補正予算の説明の仕方になるかだと思います。

それで、この説明書の様式を、では、全体をね、そのたびに書くかということ、今ここで約束することはできませんが、この説明の仕方ですね。

これは、今やりとりをお聞きしていますと、おそらく職員の中でも、事業を担当していなければわからないというのが正直なところだと思いますので、そういうわかるような説明の仕方、補正予算は特に、資料を全部持ってくるわけにはいきませんので、この資料を使うけれども、こういう説明をしてわかっていただこう、その工夫を、資料とか、説明の仕方、今後検討させていただきたいと思います。

これはこの件に限らず、この常任委員会でいろんなご質問をいただいて、「あ、そこは確かにわかって、この資料だけじゃ、おわかりいただけなかったな」というのがたびたびございますので、そんなことも含めて、今後検討させていただくということで、ご理解いただければと思います。

○藤田委員長 はい、ありがとうございます。

では、この件についてはよろしいですか。

○梶原委員 はい、大丈夫です。

○藤田委員長 はい、わかりました。

では、ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません、引き続き、23 ページ、24 ページ、一番下の段ですね、10 款 5 項 2 目体育施設費の中の説明欄 3 つ目の○、体育施設整備事業費の中の 17 節の備品購入費なのですけれども、先ほど電子ピストルというお話をお聞きしました。

240 万円という歳出なので、ちょっと内訳というか、その辺をお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 はい、説明をお願いいたします。

はい、神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、スポーツ振興課長の神山です。

こちらなのですけれども、先ほどの説明の中にも少し盛り込んでおりましたが、今度陸上競技場のトラックがウレタン舗装されまして、雨天時、もしくはその雨の後ですね、でも使えるようになりました。

それで、これまでは、競技そのものは、なかなかその雨天時に行うというのが少なかったもので、特に問題にはなっていなかったのですけれども、雨天時に、これまでのピストルですと、雷管を使っております。

それで、雨の中で雷管を使いますと、システムとしては、その雷管を打って、そのバンと音がすると同時に煙が出て、その煙を見て、ストップウォッチをスタートさせるというシステムでやっていたのですけれども、雨で、これが、プシューとか、カチッと、か、そういうふうになってしまうというパターンが出てまいりました。

それで、これに伴いまして、これまでも電子ピストルの要望はあったのですけれども、改めて強い要望がありまして、それと、これまでのそのストップウォッチの使い方も、

従来の煙を見てスタートさせるというアナログなパターンをやっておりましたが、電子ピストルを使いますと、スーパーストップウォッチと接続をして、号砲と同時にスタートさせることができるというようなものでございます。

それで、これの購入に充てる費用としての240万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

はい、では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第54号中教育福祉常任委員会関係予算につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、では、したがって、議案第54号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第55号 令和7年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、山形保険年金課長。

○山形保険年金課長 はい、保険年金課長の山形です。

よろしく申し上げます。

議案第55号 令和7年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

令和7年度補正予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

1段目、4款国庫支出金、1項1目総務費国庫補助金、153万9,000円の増につきましては、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業分として、子ども家庭庁から交付される補助金を計上するものであります。

2段目、7款繰入金、1項1目一般会計繰入金、2,437万5,000円の減につきましては、前年度決算額の確定の結果、前年度の一般会計からの繰入額が過大となったため、令和7年度の一般会計からの繰入を減額するものであります。

3段目、同じく7款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金、1億9,320万2,000円の減につきましては、前年度決算額の確定に伴う繰越額の確定により、減額するものであります。

4段目、8款繰越金、1項1目繰越金、3億4,862万円の増につきましては、前年度決算額の確定により、計上するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 段目、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の説明欄 1 つ目の○、国民健康保険事務費、169 万 5,000 円の増につきましては、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修などの費用を計上するものであります。

2 段目、8 款予備費、1 項 1 目予備費、1 億 3,088 万 7,000 円の増額につきましては、前年度決算額の確定などに伴い、歳入、歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、令和 7 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、梶原です。

5 ページ、6 ページになります、歳出ですね。

1 款 1 項 1 目一般管理費、国民健康保険事務費で、これ電算機器保守ということで、システム改修というお話でしたけれども、この子ども・子育て支援金のその国民健康保険負担分ということなので、どういった内容が、何ていうのですかね、国として、何かが変わって、何かが始まるので、システム改修が必要だと思っておりますけれども、その詳細を教えてください。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、山形保険年金課長。

○山形保険年金課長 はい、保険年金課の山形です。

梶原委員の質疑にお答えします。

子ども・子育て支援金の制度について、簡単にご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

子ども・子育て支援加速化プランによる少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する事業主を含む全世代、全経済主体が、子育て世帯を支える新しいわかちあい、連帯の仕組みとして医療保険とあわせて、所得に応じて拠出するものとなります。

医療保険者は、令和 8 年度から毎年度被保険者から保険料と子ども・子育て支援金をあわせて徴収し、子ども・子育て支援納付金として、国に納付することを義務づけられております。

制度については、以上になります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、これ支援金が 1 人当たりいくらとか、そういうのがあったと思うのですけれども、実際もう、令和 8 年度ということは、もう来年の 4 月から始まるということで、その金額を、国民健康保険の国保に関しては、1 人いくらとか、何かそういうの

があれば、お聞きします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 保険年金課、山形です。

よろしく申し上げます。

梶原委員の質疑にお答えします。

子ども・子育て支援金に関する試算につきましては、国のほうから資料が出ております。

それに記載されている内容によりますと、もともっているその試算が令和3年度のもと、基準に試算してあるものになります。

ですので、実際に令和8年度から試算、計算される金額はこの額に近づけていくように設計されていくものというふうに考えておりますが、当時の、令和3年度の資料をもとに計算したものによりますと、国民健康保険ですと、1人当たりの被保険者の金額が、一月当たり平均月額で250円というふうにされております。

これにつきましては、全ての健康保険組合でも同様な支援金が設けられますが、全国、全制度の平均としましても250円と、月額平均で250円という金額が示されております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、1人一月250円ということですが、まだ、これ推定値のようなお話でしたけれども、システム改修するに当たって、この金額が決まっていない状況でシステム改修、これからしていくということで、いつ頃、何か金額というのは確定するみたいなのはあるのでしょうか。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 はい、保険年金課の山形です。

よろしく申し上げます。

はい、今後のスケジュール的なところで説明のほうをさせていただければと思うのですが、現在、国から示されている情報としまして、本年12月末に子ども・子育て支援金納付金賦課額にかかわる賦課限度額が、税制改正大綱にて規定される予定であること。

これを受け、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正について、こちらが令和8年1月末までに交付される見込みというふうになっております。

実際にその料率とか等がこの時期までには、県のほうからも示されてくることになるかと思うのですが、その後、鹿沼市におきましても、条例の改正が必要になってきますので、来年度の3月議会にお諮りするようになってくるのかなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、心配していたのは、この辺の金額が確定しないまま、今回そのシステム改修ということで、154万円という補正予算が組まれたので、後から追加で、「またいくらか必要ですよ」と言われてしまうのかなというところが確認したくてお聞きをしました。

その辺は、では、この金額で、確定で大丈夫ということによろしいですか。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 保険年金課の山形です。

梶原委員の質疑にお答えします。

システムの改修の実際の時期につきましては、来年の3月に予定しております。

それで、改修の内容としましては、はい、今回、後期高齢者医療システムのほうにつきましては、賦課情報の照会機能であったり、保険料日割り計算機能の改修といったものがございます。

それで、こちらにつきましては、後期高齢者医療保険料は広域連合において、算定を行うこととなりますので、令和8年度の当初賦課に向けた各種情報連携を行うに当たり、年度内に改修を完了させておく必要があるということになります。

それで、こちらの改修をもって、全ての改修が、システム改修のほうが終了する見込みだというふうに認識しております。

以上で説明。

○藤田委員長 あと、それと、今梶原委員からの説明は、要は250円でもう決定でいいのですかという、そこを。

ではない、違う、ごめんなさい。

○梶原委員 154万円のこの補正予算に追加はもうないですね。

○藤田委員長 154万円のもう追加がないかどうかというところですが、ごめんなさい、勘違いしました。

○山形保険年金課長 はい、154万円のところにつきましては、国民健康保険のシステム改修は、実は、まだ今回一部のシステム改修になっておりまして、令和8年度におきましても、引き続きシステム改修は必要となってくる部分がございます。

それで、今回補正のほうで要求させていただいているものにつきましては、国のほうから年度内に改修できる部分につきましては、補助の対象になっておりますので、出してくれというようなことを受けまして、必要部分についてのみ、出させていたいただいているものになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、ありがとうございました。

ほかに質疑はございますか。

よろしいですか、はい。

はい、では、質疑なしでよろしいですか。

はい、では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 55 号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 57 号 令和 7 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。

よろしくをお願いいたします。

議案第 57 号 令和 7 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について、一括ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、介護保険特別会計の 3 ページをお開きください。

一番上の段 3 款 国庫支出金、2 項 3 目 地域支援事業交付金(包括的支援・任意) 6 万 9,000 円の増、5 目 保険者機能強化推進交付金 7 万 3,000 円の増、及び、6 目 介護保険保険者努力支援交付金 311 万 8,000 円の増につきましては、過年度の実績に基づき、国庫補助金を補正するものであります。

次に 2 段目、7 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金、1 目 介護給付費繰入金 4,043 万 7,000 円の減から、5 目 その他一般会計繰入金 1,838 万 9,000 円の減につきましては、過年度の実績に基づく精算を行うため補正するものであります。

次に 3 段目、同じく 7 款 2 項 基金繰入金、1 目 介護給付費準備基金繰入金 2,177 万 4,000 円の増につきましては、行政処分に伴う返還金のうち負担割合に応じ、国 20%、県 12.5%、市 12.5%、それぞれの償還するため補正するものであります。

次に 4 段目、8 款 繰越金 1 項 1 目 繰越金 2 億 5,177 万 3,000 円の増につきましては、歳入・歳出差引により、増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

一番上の段、4 款 基金積立金、1 項 1 目 介護給付費準備基金積立金 1 億 3,371 万 6,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき、増額補正するものであります。

次に 2 段目、7 款 諸支出金、1 項 2 目 償還金 6,209 万 8,000 円につきましては、介護給付費における過年度の事業実績に基づく精算に伴う国・県負担金の受け入れ超過

分及び、地域支援事業交付金における過年度の事業実績に基づく精算に伴う国・県交付金の受け入れ超過分を国庫支出金等へ償還に充てるため、増額補正するものであります。

次に3段目、同じく7款 2項 1目 他会計繰出金 604万9,000円につきましては、行政処分に伴う返還金のうち、市の負担分12.5%を一般会計へ繰り出すため、増額補正するものであります。

次に一番下の段、8款 予備費につきましては、繰越金のうち1,000万円を留保するために増額補正するものであります。

以上で、議案第57号 令和7年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。

お願いします。

5ページ、6ページ、歳出になります。

7款2項1目他会計繰出金、一般会計繰出金なのですがけれども、先ほど行政処分というお話がありました。

それで、行政処分の内容を教えてもらいたいのと、なぜ、このタイミングに繰り出しがなくなってしまったのかを教えてください。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長、根本です。

梶原委員の質疑について、お答えします。

行政処分につきましては、昨年度の議会等でも説明させていただいたと思うのですが、市内にあるデイサービス事業者が、不正請求がありまして、過去2年間、時効も発生しますので、過去2年間分を返還していただくという処分になりました。

それで、それを受けたのが、昨年度、3月末となりました。

それで、3月末でしたので、一度準備基金のほうに積み上げまして、今回介護保険というのは、3月で、年度で締められなくて、3月に使った支払いというのが6月等に発生しますので、この9月議会において、精算のほうを、いろいろなものをさせていただいています。

なので、介護給付費として受けた部分なので、そちらのほうを今回補正として、それぞれ国に返す、県に返す、そして市の分は市の一般財源のほうに返すという形になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

- 梶原委員 わかりました。
- 藤田委員長 はい、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。  
はい、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。  
議案第 57 号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）
- 藤田委員長 はい、ご異議なしと認めます。  
したがって、議案第 57 号については、原案どおり可とすることに決しました。  
（「休憩」と言う者あり）
- 藤田委員長 このままいきますね、はい。  
次に、議案第 58 号 令和 7 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。  
執行部の説明をお願いいたします。  
はい、山形保険年金課長。
- 山形保険年金課長 はい、それでは、議案第 58 号 令和 7 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。  
まず、歳入について説明します。  
令和 7 年度補正予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の 3 ページをお開きください。  
1 段目、3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金、352 万円の増につきましては、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業にかかる国庫補助金分について、一般会計から繰り入れるものであります。  
2 段目、4 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1,614 万 8,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。  
次に、歳出について説明いたします。  
5 ページをお開きください。  
1 段目、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の説明欄、後期高齢者医療事務費、352 万円の増につきましては、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修の費用を計上するものであります。  
2 段目、4 款予備費、1 項 1 目予備費、1,614 万 8,000 円の増につきましては、前年度決算額の確定に伴い、歳入歳出の調整額を計上するものであります。  
以上で、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。
- 藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。  
質疑のある方は順次発言を許します。  
はい、梶原委員。
- 梶原委員 はい、梶原です。  
5 ページ、6 ページ、歳出になります。

1 款 1 項 1 目一般管理費の後期高齢者医療事務費なのですけれども、子ども・子育て支援金の、対するシステム改修というお話でした。

またここでもお聞きしたいのですけれども、また、これ 1 人当たりの支援金として、いくら徴収していくのかというところと、あと、先ほどは 154 万円という、この補正予算でしたけれども、今回 352 万円ということで、ちょっと高いかなという気もするのですが、この金額というものの違いというのを、わかれば教えていただきたいです。

○藤田委員長 はい、執行部の説明をお願いいたします。

はい、山形保険年金課長。

○山形保険年金課長 はい、保険年金課の山形です。

よろしく申し上げます。

はい、梶原委員の質疑にお答えします。

まず、支援金のほうの額についてなのですが、やはりデータ、国のほうから示されている資料のほうは、令和 3 年度基準にしているものにはなるのですが、1 人当たりの月平均額は、後期高齢者医療制度では、200 円という金額になっております。

ただ、これにつきましても、詳細な支援金を計算するための率的なものはこれからとってきます。

次に、システムの費用につきまして、お答えしたいと思います。

すみません、少々お待ちください。

お待たせしました。

実は、先ほど国民健康保険特別会計の中で、私、ちょっと誤って、後期高齢のほうのご説明のほうもちょっとさせていただいてしまったところではあるのですが、後期高齢のシステムにつきましては、今年度内に全ての改修ができるということで、予算計上のほうをさせてもらっています。

国民健康保険のほうのシステム改修費ですと、一部の改修のみというところが金額の差になっているところがございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、ほかに質疑はございますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 58 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、今回は任期最後の委員会でございますので、正副委員長として、ご挨拶をさ

せていただきたいと思います。

はい、任期中、皆様のご協力のもと、無事に任期を務めることができました。

今後、議会の最終日に継続調査の報告をさせていただきますが、皆様のご協力のもと、いい報告ができそうですので、改めまして、皆様に感謝申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○宇賀神副委員長 副委員長を務めさせていただきました、宇賀神です。

皆様のご協力により、任期を終えることができました。

大変ありがとうございました。(拍手)

○藤田委員長 はい、これもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午前11時24分)